

津市統合型校務支援システム保守管理業務

仕様書

1 業務の目的

この業務は、津市統合型校務支援システム保守管理業務に係る関連機器等(以下「機器等」という。)に対する所要の保守、点検及び運用サポート業務を委託することにより、津市統合型校務支援システム(以下、「システム」という。)が常時、正常かつ安定して稼働できるようにするとともに、円滑な運用が行えるようにすることを目的とする。

2 業務の範囲

この業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 初期設定支援業務
- (2) 保守業務
- (3) 点検業務
- (4) 運用サポート業務

3 業務履行条件

- (1) 業務履行にあたっては、受注者の監督下にある担当技術者の派遣または電話、FAX、電子メール等により行うこととする。
- (2) 保守業務は、原則として国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までに行うこととする。

ただし、津市教育委員会において、当該機器等に発生した障害が重大と判断した場合は、この限りでない。

- (3) 受注者は、いかなる場合においても速やかに機器等の障害に対応するため、緊急連絡窓口の設置、同連絡網の整備及び緊急時対応マニュアルを作成することとする。この場合、機器等の製造者との連絡も含め、万全の体制を整備すること。
- (4) 業務履行にあたっては、必要に応じ機器等の納入業者、ネットワーク保守業者及びデータセンター管理者と協力し、速やかに所要の業務を行うこととする。

4 業務対象機器等

保守業務及び点検業務の対象となる機器等は、別紙「業務対象機器等一覧」のとおりとする。

※別紙「業務対象機器等一覧」は賃貸借契約時に決定する。

5 業務場所

機器等が設置されているデータセンターとする。

6 業務内容

既述した当該業務の目的及び業務履行条件に基づいて、次の各号に掲げる内容の業務を行うこととする。

(1) 各種初期設定支援業務

初年度の児童・生徒、教職員名簿の登録、帳票等の登録については、津市教育委員会がデータを提供し、受注者にて実施すること。

(2) 保守業務

ア 機器等の障害の修復

イ 障害の原因の究明

ウ OS、システムパッケージ、データベース等の修正プログラムの適用。

これらの修正プログラムがリリースされた際は、ただちに津市教育委員会に報告することとする。ただし、修正プログラムの適用にあたっては、事前に津市教育委員会と協議の上、適用の可否及び実施日時等を決定すること。

(3) 点検業務

半年毎に1回、下記の内容にて機器等の定期点検を行うこととする。点検日時の詳細については、事前に津市教育委員会と協議の上、決定すること。

ア 稼働状況調査及び試験

イ 機器等の清掃及びメンテナンス

ウ 自然消耗の回復、部品交換及び調整

エ 点検業務の結果報告

(4) 運用サポート業務

ア 津市教育委員会、各学校からの問い合わせ対応窓口を設置すること。津市教育委員会からの問い合わせは、システムの運用主管部署（学校教育課）から行うこととする。

イ 人事異動及び組織改正等による職員データ、所属データ等の更新、毎年度当初の人事異動及び組織改正等にあわせ、原則として1年毎に1回行うこととする。なお年次更新が円滑に行われるよう、各学校での作業の支援をすること。

ウ システムパッケージ、データベース等のバージョンアップ等これらのプログラムの最新版がリリースされた際は、ただちに津市教育委員会に報告することとする。ただし、バージョンアップの実施にあたっては、事前に津市教育委員会と協議の上、適用の可否及び実施日等を決定すること。

エ 上記(1)から(4)の各業務により、システムの操作方法及び操作手順が変更となる場合は、システム構築時及び更新時に納品されている操作マニュアルの改訂を行うこととする。

7 運用サポート体制

運用期間中、システム使用に関してユーザから寄せられる質問に対応するサポート体制を整えること。

8 特記事項

- (1) 各業務履行後は、速やかに津市教育委員会へ文書による報告を行うこととする。なお、機器等の障害の修復に係る報告についても同様とする。
- (2) 保守業務及び点検業務にかかる交換部品等の調達、納入、交換等に係る費用は、消耗品を除きすべて受注者の負担とする。
- (3) 保守業務及び点検業務において、障害の修復に時間を要する場合は、代替機を用意する等、システムの運用及び業務に支障をきたさない措置を講じることとする。この場合に必要となる経費は、すべて受注者の負担とする。
- (4) 次に掲げる原因によるものは、本件に係る保守の対象外とする。
 - ア 受注者以外の者による改造、修理、分解及び加工並びに設置場所等の変更が行われたことによるもの。
 - イ 機器等の取扱説明書及び受注者が作成した操作マニュアルに記載された操作方法以外の使用によるもの。
 - ウ 故意によるもの。
- (5) システム更新当初においては、津市教育委員会と受注者の立会いのもと、システムの安定稼働が確認できるまでの間、受注者の監督下にある担当技術者を津市教育委員会の指示する場所に派遣し、障害等に対応できる体制を整えることとする。

また、契約期間中の各年度切替時期についても同様とする。

9 その他の留意事項

- (1) 保守業務及び点検業務履行にあたっては、津市教育委員会が必要であると認める書類等について作成し、別途津市教育委員会の指示に従い、当該書類等を提出しなければならない。
- (2) 業務を行うことにより知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。また、業務履行後も同様とする。
- (3) 受注者は、津市個人情報保護条例を遵守し、従事職員へ十分な情報セキュリティ研修を実施するとともに、個人情報漏えい防止に対する措置や不法行為が厳に行われぬように、周知徹底すること。
- (4) 業務を行うにあたり生じた疑義については、双方協議を行い、その対応を決定することとする。